

# 令和4年第2回豊頃町議会定例会会議録（第2号）

令和4年6月13日（月曜日）

## ◎議事日程

- |        |           |   |
|--------|-----------|---|
| 日程第 1  |           | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第 2  | 請願第 1 号   | 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る請願書<br>(請願審査報告)                        |
| 日程第 3  | 陳情第 5 号   | 2023年度地方財政の充実・強化を求める陳情<br>(陳情審査報告)                                      |
| 日程第 4  | 陳情第 6 号   | 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた陳情<br>(陳情審査報告) |
| 日程第 5  | 陳情第 7 号   | 2022年度北海道最低賃金改正等に関する陳情<br>(陳情審査報告)                                      |
| 日程第 6  |           | 一般質問  |
| 日程第 7  | 意見書案第 1 号 | 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書                                  |
| 日程第 8  | 意見書案第 2 号 | 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書                                    |
| 日程第 9  | 意見書案第 3 号 | 2023年度地方財政の充実・強化に関する意見書   |
| 日程第 10 | 意見書案第 4 号 | 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書           |
| 日程第 11 | 意見書案第 5 号 | 2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書   |
| 日程第 12 |           | 議員の派遣   |
| 日程第 13 |           | 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出<br>(議会運営委員会及び各常任委員会)                             |
| 日程第 14 |           | 会期中の閉会  |

◎出席議員（8名）

1番	石田	貢	君	2番	小笠原	茂	人	君	
3番	坂口	尚	示	君	4番	岩井	明	君	
6番	大崎	英	樹	君	7番	大谷	友	則	君
8番	中村	純	也	君	9番	藤田	博	規	君

◎欠席議員（1名）

5番 杉野好行君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	按	田	武	君								
副町	長	菅	原	裕	一	君							
教	育	長	中	川	直	幸	君						
農	業	委	員	会	長	井	下	睦	男	君			
代	表	監	査	委	員	山	口	浩	司	君			
総	務	課	長	補	佐	小	野	直	人	君			
企	画	課	長	鎚	木	政	洋	君					
住	民	課	長	加	藤	さ	お	り	君				
会	計	管	理	者									
福	祉	課	長	丹	羽	静	恵	君					
産	業	課	長	齋	藤		学	君					
施	設	課	長	越	谷	光	裕	君					
農	業	委	員	会	事	務	局	長	林	谷	一	徳	君
教	育	委	員	会	教	育	課	長	森		直	史	君
消	防	署	長	江	口		孝	君					

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事	務	局	長	山	田	良	則	君	
庶	務	係	主	事	手	塚	健	人	君

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 藤田議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。  
事務局長に諸般の報告をさせます。  
山田事務局長。
- 山田事務局長 諸般の報告を申し上げます。  
5番、杉野好行議員から本日の議会を欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。  
以上であります。
- 藤田議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 会議録署名議員の指名

- 藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番石田貢議員及び8番中村純也議員を指名します。

◎ 請願第1号

- 藤田議長 日程第2 請願第1号食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る請願書の件を議題とします。  
本件について、委員長の報告を求めます。  
坂口産業厚生常任委員長。
- 坂口産業厚生常任委員長 請願審査報告書。  
本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。  
記。  
1、請願受理番号。請願第1号。  
2、付託年月日。令和4年6月8日。  
3、件名。食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る請願書。

4、審査の結果。「採択すべきもの」と決定。

5、委員会の意見。コロナ禍による農畜産物の需要減退と在庫が増大し、農畜産物価格が低下する一方、食料生産に欠かせない燃油や飼料・肥料など生産資材価格等が高騰を続け農業経営を圧迫させる危機的状況にある。このため、食料の安定供給と農業の持続的発展のため、我が国の食料安全保障の強化と国民への理解醸成を図ることは、本町の地域経済を守るためにも必要であることから願意妥当とするものである。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、請願第1号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は、採択するものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

#### ◎ 陳情第5号

●藤田議長 日程第3 陳情第5号2023年度地方財政の充実・強化を求める陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

小笠原総務文教常任委員長。

●小笠原総務文教常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第5号。

2、付託年月日。令和4年6月9日。

3、件名。2023年度地方財政の充実・強化を求める陳情。

4、審査の結果。「採択すべきもの」と決定。

5、委員会の意見。現在、地方自治体では、地域公共サービスを担う人材が不足している中、急激な少子・高齢化の進展にともなう子育て・医療・介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化をめざした環境対策、あるいは行政のデジタル化など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められている。さらに、新型コロナウイルス及び近年多発している大規模災害への対応にも迫られている。このため、生活に密着した公共サービスの確保と地域経済の活性化が求められる中、地方財政予算の安定確保は必要であることから願意妥当としたものである。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第5号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択するものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

### ◎ 陳情第6号

●藤田議長 日程第4 陳情第6号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

小笠原総務文教常任委員長。

●小笠原総務文教常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第6号。

2、付託年月日。令和4年6月8日。

3、件名。義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた陳情。

4、審査の結果。「採択すべきもの」と決定。

5、委員会の意見。教育の機会均等・教育水準の最低保障を担保するため、義務教育費国庫負担制度の堅持や義務教育費国庫負担金負担率の復元、30人以下学級の実現、保護者負担の解消、さらには地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進に係る予算の確保・充実は、未来を担う子どもたちを教育する上で重要であることから願意妥当としたものである。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第6号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択するものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

### ◎ 陳情第7号

●藤田議長 日程第5 陳情第7号2022年度北海道最低賃金改正等に関する陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

坂口産業厚生常任委員長。

●坂口産業厚生常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第7号。

2、付託年月日。令和4年6月8日。

3、件名。2022年度北海道最低賃金改正等に関する陳情。

4、審査の結果。「採択すべきもの」と決定。

5、委員会の意見。雇用労働者のうち非正規労働者が占める割合が高い北海道においては、地域経済の底上げや社会保障制度の維持・充実のためにも賃金体系改善は喫緊の課題である。また、北海道最低賃金は、依然として地域別最低賃金の全国平均を下回る状況にあり、北海道地方最低賃金審議会の答申書に表記されている目標水準への引き上げが実現できていない現状から願意妥当としたものである。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第7号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択するものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第7号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

### ◎ 一般質問

●藤田議長 日程第6 一般質問を行います。

1項目ごとに発言を許します。

通告順番1、4番岩井明議員、登壇願います。

●4番岩井議員 私は生活保護に対する偏見等についてお伺いいたします。

生活保護は、日本国憲法の第25条により全ての国民が保障される権利です。「保護」というこの言葉が誤解を生じさせているけれども、生活保護を「生存権」として権利を行使することに対し遠慮する必要などは全くないのです。全ての人が「健康で文化的な最低限度の生活を営む」。このことは、近代文明の成果として当たり前のことではないでしょうか。そのスタートラインを保障する生活保護制度は、偏見を抱く対象では全くないのです。むしろ生活保護制度が十分に機能することこそが世の中に

公正や寛容をもたらすものだと考えるところですが、町長の見解を伺います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 岩井議員の御質問にお答えいたします。

生活保護は、議員がおっしゃるとおり憲法が保障する「生存権」に基づく制度として「最後のセーフティネット」と呼ばれるものであります。

生活保護制度は、受け取る年金が僅かなことや、病気や障害で働けない、また、ひとり親家庭で収入が少ないなど、家庭の事情により生活が困難な場合、憲法が定める「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するものであるということでございます。

議員がおっしゃるとおり、生活保護に対する「負のイメージ」が社会において偏見として見られているということは、そのような現状があるとすれば、それは憂慮すべきことであるというふうに私も思います。

以上でございます。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 それでは、関連になりますけれども、生活保護の申請制度について本町の考え方を伺いいたします。分かる範囲で答弁をお願いいたします。

福祉事務所や市区町村の担当窓口で申請を行いますけれども、申請権につきましても、厚労省は2008年3月の主管課長会議で申請時の取扱いの考えを示しております。実施要綱にその後の会議でも繰り返し明示をしております。保護の開始申請時の項目をこれに加えているわけです。その中で、保護の相談にあたっては相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害すると疑われるような行為も厳に慎むこととし、保護申請の意思が確認された人に対しては、速やかに申請書を交付すること、保護に該当しないことが明らかな場合であっても、申請権を有する人からの申請の意思が表明された場合には申請書を交付するとしておりますが、本町の生活保護申請時における取扱い等の対応について伺いをいたします。

●藤田議長 丹羽福祉課長。

●丹羽福祉課長 ただいま議員から、生活保護の申請のことについてありましたので、お答えしたいと思います。

現在、本町において14世帯16人の受給者がおりまして、平均年齢76歳というふうになっております。その中で、やはり本町の場合でしたら、年金額が少ないということでの御相談が一番多くなっております。その際には、必ず将来にわたる収入が決まったものでありますので、その年金額を把握し、振興局、要するに帯広の福祉事務所と連絡を取って該当になるかどうかをまず確認して、申請の意思が確認されましたら早急に保護の申請をしているところでございます。

ただし、若い方の申請に関しまして、将来まだ就労できる可能性がある方につきま



しては、生活保護にすぐ直結するのではなく生活の立て直しということで生活困窮者自立支援法に基づいた安心センター等の相談を受けながら、保護を申請しなければならない状態であれば早急につなげている状況でございます。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 丁寧な説明ありがとうございます。

国が2013年8月からの3回にわたりまして基準額の平均6.5%を引き下げております。この生活保護の引き下げというのは、今少ない年金と言われていましたけれども、年金の基準額を決める根本になってきております。やはり生活保護、この基準額、もとは年金額もいろいろ支払いとかできなくて大変な場合もあったろうと。そして、国も今、多少は考え方を変えてきてはおりますけれども、この基準になる生活保護を下げています。これは、やはりこれからの問題になるのではないかと思います。

次の関連質問に移らせてもらいますけれども、厚生労働省は、新型コロナで生活困窮者に向けたリーフレットの中の生活保護のページに、「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものです。ためらわずに自治体まで御相談ください。」このような文章を追加しております。これは画期的な項目だと思います。

同省では、生活保護問答集の一部改正について、自治体への事務連絡を、2021年3月20日付で扶養が期待できると判断されている人だけに扶養照会を行う扶養の可否等が保護の要否に判定する影響を及ぼすものではないとこのように言っております。これも画期的なことだと思っております。こう言わざるを得なかったのだろうという運動が実った成果だと思っております。

このようなことも自治体では多くの人に知らせ申請を広めると、こういうことが必要と考えるところです。札幌市が全国でも先駆けてポスターを作成するという変化が生まれ、苫小牧市では市の公式キャラクターのイラスト入りで「生活保護の申請は国民の権利です」と書かれたポスターが関連施設に届けられるなどの取組が行われておりますけれども、本町におかれて町民への周知をどのように行ってきたのか、分かる範囲でお伺いをいたします。

●藤田議長 丹羽福祉課長。

●丹羽福祉課長 ただいまの質問にお答えいたします。

生活保護のPRということについては、新型コロナ関連でいけば生活資金の緊急資金の貸付け等、社会福祉協議会が全国的に行っているところでのPRが主なものになっていると思います。その中で、まず、コロナの関係で生活に困っている方については、社会福祉協議会のほうで資金の貸付け等の要請がありましたら社会福祉協議会

のほうから情報の連絡があります。その中で、支援に困っている方がいましたら、その方と対応して申請につなげるような対応をしていくようにしておりますが、今のところその案件は現在のところございません。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 やはり、生活保護を受ける方たちには、心の中にわだかまりがないような、窮屈のないような対応を今後も行っていたいただきたいと思います。自治体そのものは、町民の命と暮らし、そして、健康を守ること、この観点に立って様々な取組をしなければならないと考えておりますけれども、町長の見解をお伺いいたします。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 答えいたします。

昨今のコロナ禍におきましては、職場の休業や時短営業などによって解雇があったり雇い止めがあったりというような状況において、最低限の生活を継続するというのが大変なことだということで、各関係機関、自治体も含めて先ほど岩井議員がおっしゃられたとおり生活保護受給にためらいを持たぬようということで周知をされた中で進められていることなのかなと思ってございます。どうしても、私も過去に担当していたという部分がありますけれども、生活保護を受給するという部分の中では、やはりためらいを持たれる方、まずそういった方が多いのかなと思います。制度自体をよく分かっていない中での生活保護というような話であれば、やはり周りが結構いろいろな、先ほども申しましたとおり偏見ですとかそういった話もありますし、昨今はどうしても不正受給の話もいろいろとされているという中ではなかなか踏み切れないというか、そういった方も多くいるのかなと思います。

いわゆる御高齢の方は、年金で足りない部分の最低限保障を受けるという部分の中もあろうかと思っておりますけれども、ある程度のまだ就労できる年齢の方というのは、やはりそういった意味においても、御家族がおられるという部分の中では、しっかりと生計を維持していかななくてはいけないという部分の中で、足りない部分は何とか保護を受けながら生活を立て直していくということも私は状況によっては必要なことではないかなと思っております。

町もいわゆる相談支援体制、先ほど福祉課長からも話がありましたけれども、関係する民生児童委員ですとかそういったところとしっかりと連携を深めながら、そういった方の相談の体制というのをしっかりと取っていくというような形で進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

●藤田議長 岩井議員。

● 4 番岩井議員 ありがとうございます。終わります。

● 藤田議長 これで、一般質問を終わります。

### ◎ 意見書案第 1 号

● 藤田議長 日程第 7 意見書案第 1 号森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

3 番坂口尚示議員。

● 3 番坂口議員 意見書案第 1 号。

提出者、豊頃町議会議員坂口尚示。賛成者、豊頃町議会議員岩井明。同上大谷友則。同上石田貢。

森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は全国の森林面積のおよそ 4 分の 1 を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し 2050 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進することが必要である。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業者の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林・林業・木材産業によるグリーン成長が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減

災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を一層推進するため、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用の促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 意見書案第2号

●藤田議長 日程第8 意見書案第2号食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

3番坂口尚示議員。

●3番坂口議員 意見書案第2号。

提出者、豊頃町議会議員坂口尚示。賛成者、豊頃町議会議員岩井明。同上大谷友則。同上石田貢。

食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書。

世界をめぐる情勢では、新型コロナウイルス終息後の需要回復を見込んだ原油等の価格上昇やロシアによるウクライナ侵攻の長期化などにより、原油・生産資材や穀物相場の高騰が続いており、各国では国民生活に必要な食料の安定供給を図る食料安全保障を最重要課題として自国の食料生産の施策を強化している。

一方、我が国においては、2020年3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定し、2030年度までに食料自給率を45パーセントに引き上げる目標を掲げているが、2020年の自給率は37パーセントと依然として低い状態にある。また、第1次産業を主体とする農村地域においては、高齢化と人口減少等が加速化し続け、担い手の確保や耕作放棄地の増加などの課題を抱えるなかで、近年多発する自然災害などにより食料生産の基盤が脆弱化していることに加えて、コロナ禍による農畜産物の需要減退と在庫が増大し、農畜産物価格が低下する一方、食料生産に欠かせない燃油や飼料・肥料など生産資材価格等が歴史的な高騰を続け、農業経営を圧迫させる危機的状況にある。

我が国は、食料とエネルギーを輸入に依存しているため、食料品等の値上げが相次ぎ、国民生活への影響が懸念され、特に有事の際の食料をいかに確保するのか、食料安全保障の観点から、食料自給率向上を図る国内生産の基盤強化、所得補償政策の充実や燃油・資材高騰対策、備蓄制度の見直しなど新たな施策と予算の確保が不可欠となっている。

ついては、食料の安定供給と農業の持続的発展のため、我が国の食料安全保障の強化と国民への理解醸成が図られるよう下記のとおり要望する。

記。

1、世界情勢の不安定化が今後も続くことが懸念されることから、政府が4月に示した「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」の速やかな実施をすること。また、現場の経営悪化の状況も踏まえ、「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を継続的な対策として拡充・強化すること。

2、食料安全保障の強化に向けて、自国の食料は自国で生産・消費するという考えを広く国民に理解醸成を図るとともに、食料の安定供給の確保は国の基本的な責務として、将来を見据えた大胆な施策と新たな予算の確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 意見書案第3号

●藤田議長 引き続き、会議を進めます。

日程第9 意見書案第3号2023年度地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

2番小笠原茂人議員。

●2番小笠原議員 意見書案第3号。

提出者、豊頃町議会議員小笠原茂人。賛成者、豊頃町議会議員石田貢。同上大崎英樹。同上岩井明。

2023年度地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

2023年度地方財政の充実・強化に関する意見書。

現在、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展にともなう子育て・医療・介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化をめざした環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められている。しかし、現実には地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られている。

これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されている。

このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求める。

記。

1、社会保障の維持・確保、防災・減災また脱炭素化対策、地域活性化にむけた取り組みや、デジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。

2、新型コロナワクチン接種の体制確保、感染症対応業務のみに限定しない保健所体制・機能の全体的な強化、その他の新型コロナウイルス対応事業や地域経済の活性化までを見据えた十分な財源措置をはかること。

3、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。また、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

4、2021年11月に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」における看護、介護、保育など新型コロナ感染症対応と少子高齢化への対応が重なる職種の処遇改善事業について、2021年度補正予算で補助金が創設されたが、より多くの職場で改善がはかれるよう、対象職種の拡大や事業の継続・拡大に向け、必要な予算確保や制度改善を行うこと。

5、デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化にむけ、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど、十分な財源を保障すること。また、デジタル化が定着化していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材・財源を含めた対応を行うこと。

6、「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円については持続可能な地域社会の維持・発展にむけて恒久的な財源とすること。また、同規模の財源確保はもとより、その拡充を含めて検討すること。

7、会計年度任用職員制度の運用においては、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、さらなる財政需要を十分に満たすこと。

8、特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。

9、森林環境譲与税については、より林業需要を見込める地方公共団体への譲与額を増大させるよう、その譲与基準を見直すこと。

10、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。あわせて、地方の安定的な財源確保にむけて、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。また、今後、国の施策の一環として、各種税制の

廃止や変更、また減税等を検討する際は、地方の財政運営における予見性を損なわないよう、十分に地方団体等の意見を反映し、慎重に検討すること。

11、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生、少子化対策、男女共同参画）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なし）

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 意見書案第4号

●藤田議長 引き続き、会議を進めます。

日程第10 意見書案第4号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

2番小笠原茂人議員。

●2番小笠原議員 意見書案第4号。

提出者、豊頃町議会議員小笠原茂人。賛成者、豊頃町議会議員石田貢。同人大崎英樹。同上岩井明。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出について。



上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書。

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。この制度における国の負担率が2006年に2分の1から3分の1に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を2分の1に復元することが重要である。

子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠である。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校において段階的に35人以下学級が実現することとなったが、中学・高校については依然として「検討」にとどまっている。また、小学校高学年の教科担任制および小学校における35人学級実現のための教職員定数改善が4,690人であるのに対し、自然減や配置の見直しなどにより6,912人の減少となっており、教職員増となっていません。早急に「30人以下学級」を実現し、実質的な教職員増としていくことが必要である。

21年12月に文部科学省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護・準要保護率は、全国で14.52パーセント（7人に1人）、北海道においては全国で8番目に高い18.3パーセント（5人に1人）となっており、依然として厳しい実態にある。また、教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じている。

さらに、「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大させていく必要がある。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30人以下学級」の実現など、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう以下の項目について意見する。

記。

1、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求める。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を2分の1に復元するよう要請する。

2、「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生から中学校3年生の学級編制標準を順次改定すること。当面は中学・高校への「35人以下学級」の拡大を求める。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請する。

3、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において十分な確保、拡充を行うよう要請する。

4、就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化に対する所得制限の撤廃及び朝鮮学校の授業料無償化適用除外の撤回実現など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生、少子化対策、男女共同参画）。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なし）

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

11時20分まで休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時20分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

## ◎ 意見書案第5号

●藤田議長 日程第11 意見書案第5号2022年度北海道最低賃金改正等に関する

る意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

3番坂口尚示議員。

● 3番坂口議員 意見書案第5号。

提出者、豊頃町議会議員坂口尚示。賛成者、豊頃町議会議員岩井明。同上大谷友則。同上石田貢。

2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものである。

道内で働く者の暮らしはコロナ禍で一層厳しく、特に、年収200万円以下の所謂ワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも45.1万人と、給与所得者の27.3パーセントに達している。また、道内の全労働者216万人の内、39万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている実態にある。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定められているが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができない。

経済財政運営と改革の基本方針2021において「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」ことが堅持され、令和3年度北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、同様の内容を表記している。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、新型コロナウイルス感染症が収束した際の個人消費にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねない。

ついては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、2022年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、地域間格差にも配慮しながら、「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」ことが堅持された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。

2、設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額1,042円）を下回らない水準に改善すること。

3、厚生労働省の業務改善助成金など各種助成金を有効活用した最低賃金の引き上

げを図ること。同時に、中小企業に対する賃上げしやすい環境整備、支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を図るよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、北海道労働局局长、北海道地方最低賃金審議会会長。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議員の派遣

●藤田議長 日程第12 議員の派遣の件を議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおりです。

職員に文書を朗読させます。

山田事務局長。

●山田事務局長 議員派遣の件。

次のとおり、議員を派遣するものとする。

記。

1、北海道町村議会議長会主催議員研修会。

目的、議会の活性化に資するため。

派遣期日、令和4年7月5日火曜日から同月7日木曜日。

派遣場所、札幌市及び白老町。

派遣議員、全議員。

2、姉妹都市交流。

目的、姉妹都市との交流及び親善のため。

派遣期日、令和4年7月23日土曜日から同月25日月曜日。

派遣場所、福島県相馬市。

派遣議員、藤田博規議長、中村純也議員、岩井明議員、石田貢議員。

3、北海道町村議会議長会主催議会広報研修会。

目的、議会広報の編集技術の向上に資するため。

派遣期日、令和4年8月22日月曜日から同月23日火曜日。

派遣場所、札幌市。

派遣議員、議会広報特別委員会委員4人。

以上です。

●藤田議長 お諮りします。

ただいま事務局長が朗読しましたとおり、議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

なお、この際お諮りします。

ただいま議決した事項については、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、ただいま事務局長が朗読しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

### ◎ 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出

●藤田議長 日程第13 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査をすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とす

ることに決定しました。

◎ 会期中の閉会

- 藤田議長 日程第14 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事項は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で終了することに決定しました。

◎ 閉議宣告

- 藤田議長 これで、本日の会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

- 藤田議長 これをもって、令和4年第2回豊頃町議会定例会を閉会します。

午前11時31分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員